



第 3 次  
 芦 屋 市  
 環 境 計 画



平成27年3月  
 芦 屋 市





## 芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

## はじめに

芦屋市では、平成7年に「芦屋市環境計画」を、平成17年に「第2次芦屋市環境計画」を策定し、市民の皆様との協働により様々な環境保全活動に取り組んでまいりました。

しかし、エネルギー問題や地球温暖化、微小粒子状物質（PM2.5）をはじめとした地球規模の環境問題への対応など、当市を取り巻く情勢は日々変化しつつあります。

このような状況を踏まえ、前計画を見直し、「第3次芦屋市環境計画」を策定いたしました。

本計画を策定するにあたり、アンケート等を通じて貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様、計画策定にあたりご尽力いただきました各種委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

本計画を推進していくためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で取組を進めるとともに、相互に協力することが重要となります。皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。



平成27年3月31日

芦屋市長 **山中 健**

「\*」表記のある用語については用語解説（資-23～資料-28）をご参照ください

# 目次

第1章	計画の基本的事項	
1	改定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	3
3	対象範囲	4
4	対象地域	4
5	対象期間	4
第2章	計画の理念と目標	
1	目指す環境の姿	5
2	基本目標・基本方針と施策の方向	5
第3章	目指す環境の姿の実現に向けて	
第1節	自然環境を守る	7
第2節	健康で快適な生活環境を創る	11
第3節	美しいまちなみを育む	15
第4節	地球温暖化を防ぐ	19
第5節	循環型社会を創る	23
第4章	計画の推進に向けて	
1	基本方針	27
	基本方針Ⅰ さまざまな環境について学ぶ	27
	基本方針Ⅱ 目指すべき環境を共に創る	29
2	推進プログラム	31
3	計画の進行管理	33
資料編		
1	芦屋市の概況	資-1
2	計画の策定経過	資-7
3	パブリックコメントの実施結果	資-8
4	諮問・答申	資-9
5	審議会・委員会等名簿	資-12
6	関連する条例（抜粋）	資-15
7	関連する計画（抜粋）	資-18
8	計画推進に関係する部・課一覧	資-22
9	用語解説	資-23